

県本部各部課長

殿

県下各警察署長

共	00	00	10	永年					
宮	本	通	第	3	7	号			
宮	本	生	企	第	1	6	1	号	
平	成	1	6	年	3	月	1	1	日
宮	城	県	警	察	本	部	長		

非常通報装置設置等の取扱要領の全面改正について（通達）

非常通報装置設置等の取扱要領については、「非常通報装置設置等の取扱要領の全面改正について（通達）」（平成4年4月22日付け宮警本通第248号、宮警本防第437号）により運用してきたところであるが、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、別添のとおり新たな取扱要領を定め、平成16年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、次の通達は廃止する。

- 「非常通報装置設置等の取扱要領の全面改正について（通達）」（平成4年4月22日付け宮警本通第248号、宮警本防第437号）
- 「特定郵便局に設置する通報装置から110番への直接通報の試験実施に伴う取扱要領について（通達）」（平成10年2月2日付け宮本通第96号）

記

1 今回の主な改正概要

- (1) 非常通報装置の設置対象施設について、これまでの限定的なものから、情勢により柔軟に対応できることとした。（第2関係）
- (2) 非常通報装置の要件を明確にした。（第3関係）
- (3) 非常通報装置による通報を適正に行い、誤報等を防止するため、設置者の遵守事項を定めた。（第7関係）

2 留意点

- (1) 従前実施していた申請時における日本防災通信協会宮城県支部との事前協議については削除した。
- (2) 特定郵便局に設置する異常通報装置からの110番直接通報は、試験実施から本格実施に移行することとし、本通達に定める非常通報装置として取り扱うこととした。

別 添

非常通報装置設置等の取扱要領

(目的)

第1 この要領は、非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより警察本部の通信指令室に送信するための装置をいう。以下同じ。）の設置及び運用について、必要な事項を定め、非常通報装置設置取扱いの適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(非常通報装置の設置対象施設)

第2 非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設、その他の公共的施設、重要防護対象施設又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係わる地域の治安状況、警察本部の通信指令室（以下「通信指令室」という。）における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

(非常通報装置の要件)

第3 非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報される装置でないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令室において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信され、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地が認識できること。
- (4) 通信指令室において、逆信、その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況が確認できること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

(非常通報装置設置等に係る手続)

第4 非常通報装置を設置する者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ十分な時間的余裕を持って、その設置について、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）ごとに、警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

2 前項の申請は、設置者が設置施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して本部長あてに、次の書類を2部提出することにより行うものとする。

- (1) 非常通報装置設置申請書（様式第1号。以下「設置申請書」という。）
- (2) 設置施設付近の見取図
- (3) 設置施設内部の平面図に非常通報装置等の取付位置を表示したもの

3 署長は、第1項の申請について、必要な調査及び指導を行った上、その結果を非常通報装置設置に関する調査書（様式第2号）を本部長に報告するものとする。

4 本部長は、前項の報告に基づき、第2の施設に該当し、かつ、第3の要件を満たすことを確認したときは、非常通報装置設置確認書（様式第3号）を署長を経由して設置者

に交付するものとする。

なお、地域室通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、生活安全部生活安全企画課長と、第2の施設に該当し、かつ、第3の要件を満たすこと及び設置条件等について事前協議すること。

- 5 本部長は、非常通報装置設置確認書の交付に際し、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うという条件のほか、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付するものとする。
- 6 本部長は第1項の申請について、第2の施設に該当せず、又は第3の要件を満たさないと認められる場合は、設置者に対し、当該装置による通報には対応することが出来ない旨を通知するものとする。

（運用開始届）

第5 本部長は、設置者が非常通報装置の運用を開始するときは、当該非常通報装置の運用開始の5日前までに署長を経由し、運用開始届（様式第4号）を提出させるものとする。

- 2 設置者は、本部長の指示に従い、開通試験を行うものとする。

（非常通報装置の変更及び廃止に係る手続）

第6 本部長は、設置者が第4の申請の内容を変更する場合は、非常通報装置変更申請書（様式第5号）2部を署長を経由して提出させるものとする。

- 2 本部長は非常通報装置変更申請書を受理したときは、必要な範囲で第4から第4の6までの規定する手続きを準用し、当該変更が第3の要件を満たすことを確認したときは、非常通報装置変更確認書（様式第6号）を設置者に交付するものとする。
- 3 設置者は非常通報装置を廃止するときは、非常通報装置廃止届（様式第7号）2部を署長を経由して本部長に提出するものとする。

（適正な運用の確保措置）

第7 本部長及び署長は誤報の防止等非常通報装置の適正な運用を確保するため、設置者に対して、次の各号に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- () 設置者は、非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的実施し、その結果を記載した書面を保管しておくこと。
- (2) 設置者は非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止の措置を講じた上で、その結果を非常通報装置誤報等措置報告書（様式第8号）により、署長を経由して本部長に報告すること。
- (3) 設置者は、設置施設ごとに運用責任者を置き、第5、第7（1）及び第7（2）に掲げる事務を行わせることができる。
- (4) 設置者は、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯及び安全の確保に関して、不適切な運用があった場合は、運用責任者に対しても本部長又は署長が行う指導を受けさせること。

（留意事項）

第8 本部長及び署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用、

その他防犯・安全確保に関して、事前指導を徹底するものとする。

- 2 本部長は、設置者又は運用責任者が非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して、本部長又は署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は、当該装置による通報には対応することができない旨を通知するものとする。
- 3 本部長及び署長は、非常通報装置設置者名簿（様式第9号）及び非常通報装置設置者カード（様式第10号）の整備を図るとともに、非常通報装置に係る申請内容が最新の情報に更新されているかなど、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているかなどについて検証するものとする。
- 4 本部長は非常通報装置による運用状況等を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないかなどについて検証するものとする。

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか、非常通報装置の設置及び運用に係る手続に関して必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

様式第1号

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者 住所
氏名

印

非常通報装置設置申請書

非常通報装置を設置したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 設置者名

2 設置施設名及び所在地

3 運用責任者

4 機器の形式

5 保守者（施行者）

6 通報録音文

7 接続電話番号

連絡電話番号

8 運用開始月日

9 添付書類

(1) 設置施設付近見取図

(2) 設置施設内部の平面図に非常通報装置等の取付位置を表示したもの

様式第2号

宮 第 号
平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

警察署長 印

非常通報装置設置に関する調査書

平成 年 月 日付け非常通報装置設置申請書に基づき調査した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

申 請 者		
設 置 場 所	設 置 施 設 所 在 地 設 置 者 名	
	防犯上からみた付近の 状況	
通 報 用 ボ タ ン の 数 取 付 位 置 の 適 否	営 業 室	
	そ の 他 の 場 所	
警 報、確 認 ラ ン プ の 数、取 付 位 置 の 適 否		
非 常 通 報 装 置 以 外 の 防 犯 装 置 の 有 無		
運 用 責 任 者 の 指 定		
設 置 の 必 要 性 の 有 無		

付 加 装 置 の 種 類 ・ 数 ・ 取 扱 位 置 の 適 否	事件が発生したことを他の 多くの従業員に同時に周知 させることができる装置 (ランプ、ブザー等)	営 業 室	
		有 人 電 話 交 換 室	
		そ の 他 の 場 所	
	逆 信 受 理 電 話 機	営 業 室	
		そ の 他 の 場 所	
	営 業 室 内 の 事 件 内 容 を 具 体 的 に 把 握 す る こ と が で き る 装 置 (テ レ ビ 、 透 視 鏡 等)		
そ の 他 の 装 置			

宮本通第 号
平成 年 月 日

殿

宮 城 県 警 察 本 部 長 印

非常通報装置設置確認書

平成 年 月 日申請のあった に対する非常通報装置の設置については、設置対象施設の要件及び非常通報装置の要件に適合することを確認したので、次の事項を厳守することを条件に承認する。

記

- 1 非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うこと。
- 2 運用を開始するときは、その5日前までに「運用開始届」2部を所轄警察署長に提出して行うこと。
- 3 非常通報装置設置申請書の内容を変更するときは、事前に「非常通報装置変更申請書」2部を所轄警察署長に提出し、変更の承認を受けること。
- 4 廃止するときは、「非常通報装置廃止届」2部を所轄警察署長に提出すること。
- 5 非常通報装置の適正な運用を確保するための措置を厳守すること。

様式第4号

平成 年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

設置者 住所
氏名 印

運 用 開 始 届

平成 年 月 日承認のあった非常通報装置は、次により開通試験を実施し、運用を開始します。

記

- 1 開始試験日 平成 年 月 日
- 2 運用開始日 平成 年 月 日

様式第5号

平成 年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

設置者 住所
氏名 印

非常通報装置変更申請書

下記事項について変更したいので、申請します。

記

- 1 設 置 者 名
- 2 設置施設名及び所在地
- 3 変更予定年月日
- 4 変 更 の 理 由
- 5 変 更 内 容

注 「現場付近見取図」等の添付書類の変更については、当該画面を添付すること。

様式第6号

宮本通第 号
平成 年 月 日

殿

宮 城 県 警 察 本 部 長 印

非常通報装置設置確認書

平成 年 月 日申請のあった に対する非常通報装置の変更に
ついては、設置対象施設の要件及び非常通報装置の要件に適合することを確認したので、
これを承認します。

様式第7号

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

設置者 住所
氏名 印

非常通報装置廃止届

非常通報装置を次のとおり廃止したので、お届けします。

記

- 1 廃止年月日
- 2 設置者名
- 3 設置施設名及び所在地
- 4 機器の形式等
- 5 廃止の理由

様式第8号

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

設置者 住所
氏名

非常通報装置誤報等措置報告書

設置者名		発生年月日	年 月 日	年 月 日	時 分
本機形式	型	誤報防止装置種類		運用責任者	
誤報原因					

事後措置					

注 誤報防止装置の種類欄には、三段式付加装置又はQR形の別を記入のこと。
なお、ない場合は「なし」と記入すること。

様式第 10 号

非常通報装置設置者カード

非常通報装置設置現場付近見取図			
建物略図			
施設名	所在地	責任者	電話